

香川県報



号外

平成16年

5月17日(月曜日)

香川県規則第五十六号

香川県知事 真鍋武紀

都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成十六年五月十七日とする。

一 都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例（平成十六年香川県条例第三号）

二 香川県公共用財産管理条例等の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十一号）

三 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十三号）

四 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十四号）

五 都市計画法施行令第三十一条ただし書の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例（平成十六年香川県条例第三十七号）

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第五十七号

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第二十六号）中題名、第二条及び第九条の改正規定並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成十六年五月十七日とする。

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に關する規則の一部を

規則

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例等の施行期日を定める規則（土木監理課、河川砂防課、都市計画課、建築課） 一

●香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（都市計画課）

●香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に關する規則の一部を改正する規則（ ） "

●香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則（ ） "

告示

都市計画の決定（十二件）

（都市計画課）

都市計画の変更（三十四件）

（ ） "

建築基準法の規定による都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限の指定（建築課）

（ ） "

公告

都市計画区域の変更（五件）

（都市計画課）

一五

規則

都市計画法施行令第十九条第一項ただし書の開発行為の規模を定める条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年五月十七日

改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀
香川県規則第五十八号

香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に關する規則の1
部を改正する規則

香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則(平成八
年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高松広域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則

第一条中「香川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業施行条例」を「高松広域都
市計画事業高松港頭士地区画整理事業施行条例」に改め、「。次に「条例」として。」を
加ふる。

「香川中央都市計画事業」 「高松広域都市計画事業」
娘一叩樂代巾 高松港頭士地区画整理事業、 高松港頭士地区画整理事業、

川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、 香
域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、

中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業、 高松広域都市計画事業高松港

頭士地区画整理事業、

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「香川中央都市計画事業」 「高松広域都市計画事業」
娘一叩樂代巾 高松港頭士地区画整理事業、 高松港頭士地区画整理事業、

川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、 香
域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、

香川

中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業、 高松広域都市計画事業高松港

頭士地区画整理事業、

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「香川中央都市計画事業」 「高松広域都市計画事業」
娘一叩樂代巾 高松港頭士地区画整理事業、 高松港頭士地区画整理事業、

川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、 香
域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、

中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業、 高松広域都市計画事業高松港

頭士地区画整理事業、

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「香川中央都市計画事業」 「高松広域都市計画事業」
娘一叩樂代巾 高松港頭士地区画整理事業、 高松港頭士地区画整理事業、

川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、 香
域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、

中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業、 高松広域都市計画事業高松港

頭士地区画整理事業、

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

「香川中央都市計画事業」 「高松広域都市計画事業」
娘一叩樂代巾 高松港頭士地区画整理事業、 高松港頭士地区画整理事業、

川中央都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、 香
域都市計画事業高松港頭士地区画整理事業の保留地の処分に関する規則、

香川

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県規則第五十九号

香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則
香川中央都市計画事業高松港頭土地区画整理事業施行条例施行規則（平成十六年香川県規則第三号）は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

香川県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 都市計画を定める土地の区域

高松広域都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

一 都市計画を定める土地の区域
中讃広域都市計画区域

香川県知事 真鍋 武紀

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により坂出都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 都市計画を定める土地の区域

坂出都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により観音寺都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真鍋 武紀

一 都市計画を定める土地の区域

観音寺都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定によりさぬき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のと

おり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

さぬき都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

東かがわ都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により内海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

内海都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により土庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

土庄都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により豊中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

豊中都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により詫間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

詫間都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により仁尾都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

仁尾都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により豊浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を定める土地の区域

豊浜都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により香川中央都市計画市街化区域と市街化調整区域の区分を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

香川中央都市計画区域

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画風致地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

高松風致地区及び芝山風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画風致地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

聖通寺山風致地区、桃陵風致地区、青山山風致地区及び角山風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画風致地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

聖通寺山風致地区、角山風致地区、笠山風致地区、金山風致地区及び常山風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により仁尾都市計画風致地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

妙見山風致地区、四国山風致地区及び薦島風致地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画都市再生特別地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二

項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

高松丸亀町商店街A街区及び内町街区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画臨港地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

高松港臨港地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 一・四・一〇一 三木高松線
- 三・一・一〇一 三木高松国分寺線
- 三・二・一〇二 中新町詰田川線
- 三・二・一〇三 錦町国分寺綾南線
- 三・三・一〇四 高松港寺井線
- 三・三・一〇五 屋島西宝線
- 三・三・一〇六 室町新田線
- 三・三・一〇七 木太鬼無線
- 三・三・一〇八 屋島東山崎線
- 三・三・一〇九 福岡三谷線
- 三・三・一一〇 福岡多肥上町線
- 三・三・一一一 朝日町仏生山線
- 三・三・一四九 成合六条線
- 三・四・一一二 高松海岸線
- 三・四・一一四 郷東岡本線
- 三・四・一一五 高松港海岸線
- 三・四・一一七 中新町鬼無線
- 三・四・一一八 東浜港花ノ宮線
- 三・四・一五一 高松駅前線
- 三・五・一二四 寿町鶴屋町線
- 三・五・一二七 詰田川牟礼線
- 三・五・一三一 浜ノ町栗林公園線
- 三・五・一四一 出作中間線
- 三・六・一三七 公園東門線
- 三・三・三〇一 岩崎寺井線

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

縦覧に供する図面表示のとおり

香川県告示第三百五十五号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
 - 一 四国旅客鉄道高德線
 - 二 高松琴平電鉄琴平線
 - 三 高松琴平電鉄長尾線
- 縦覧に供する図面表示のとおり
- 二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
 香川県告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
 平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 都市計画を変更する土地の区域
 - 八・六・一〇二 栗林公園
 - 五・五・一〇一 仏生山公園
 - 六・六・一〇一 香川県総合運動公園
 - 六・五・一〇二 高松市東部運動公園
 - 九・六・三〇一 香川中央広域公園
- 縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

一 香東川緑地

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画墓園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

一 平和公園

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により高松広域都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

香東川流域下水道（高松西部処理区）

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により高松広域都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

復興土地区画整理事業

松島土地区画整理事業

太田第一土地区画整理事業

太田第二土地区画整理事業

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお

いて準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 三・二・一〇一 中津土器線
- 三・二・一〇二 丸龜臨港線
- 三・二・一〇三 原田線
- 三・三・一〇四 富士見町川西線
- 三・三・一〇五 丸龜港土器線
- 三・三・一〇六 堀西土居清水線
- 三・三・一〇七 飯野原田線
- 三・三・一〇八 土器線
- 三・四・一〇九 丸龜駅原田線
- 三・四・一一〇 南条町土器線
- 三・四・一一一 南条町下金倉線
- 三・四・一一四 中津田村線
- 三・四・一一五 土器上金倉線
- 三・四・一一九 丸龜駅福島線
- 三・五・一二三 丸龜港通町線
- 三・三・二〇一 金蔵寺中村線
- 三・三・二〇二 金蔵寺琴平線
- 三・三・二〇三 上吉田与北線
- 三・四・二〇四 善通寺金蔵寺線
- 三・四・二〇五 善通寺豊浜線
- 三・四・二〇六 片原町線
- 三・四・二〇七 本郷通赤門線
- 三・四・二〇八 大通線

- 三・四・二〇九 中筋西務主線
- 三・五・二一〇 善通寺琴平線
- 三・五・二一一 生野線
- 三・六・二一二 善通寺荘内線
- 三・六・二一三 佐伯町線
- 三・一・三〇一 宇多津海岸線
- 三・三・三〇二 宇多津丸龜線
- 三・三・三〇三 宇多津港線
- 三・三・三〇四 宇多津駅南口線
- 三・四・三〇五 国道一―号線
- 三・四・三〇六 宇多津中央線
- 三・四・三〇七 富熊宇多津線
- 三・三・四〇一 見立堀江線
- 三・四・四〇二 多度津丸龜線
- 三・四・四〇三 青木北鴨線
- 三・四・四〇四 多度津善通寺線
- 三・四・四〇五 港線
- 三・四・四〇六 北駅前線
- 三・四・四〇七 多度津停車場線
- 三・五・四〇八 善通寺多度津線
- 三・三・五〇一 満濃バイパス線
- 二・二・六〇一 大宮通
- 二・三・六〇二 今橋大麻線
- 二・三・六〇三 今橋被川線
- 二・三・六〇四 宮前通
- 一・(小)・六〇五 旗岡長法寺線
- 一・(小)・六〇六 旗岡涌井線
- 一・(小)・六〇七 神事場大井線

- 一・(小)・六〇八 今橋郷見線
- 三・三・七〇一 綾歌バイパス線
- 三・三・七〇二 岡田バイパス線
- 三・五・七〇三 馬指南線
- 三・三・八〇一 飯山バイパス線

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 一 四国旅客鉄道予讃線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 六・五・一〇一 丸龜総合運動公園
- 八・五・一〇一 龜山公園
- 七・五・三〇一 聖通寺山公園
- 七・五・四〇一 桃陵公園
- 五・五・五〇一 満濃町総合公園
- 九・七・五〇一 国営讃岐まんのう公園
- 六・五・六〇一 琴平町いこいの郷公園

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 一 土器川河川敷緑地

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画墓園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

一 都市計画を変更する土地の区域
香川県知事 真 鍋 武 紀

一 青の山墓地公園
縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所
香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域
中讃流域下水道（大東川処理区）及び中讃流域下水道（金倉川処理区）

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所
香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により中讃広域都市計画土地地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域
宇多津塩田土地地区画整理事業
縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画臨港地区を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域
坂出港臨港地区

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所
香川県土木部都市計画課
香川県告示第三百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。
平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 三・一・一 御供所林田線
- 三・三・二 坂出港川津線
- 三・三・三 坂出駅坂出港線
- 三・三・四 福江東浜線
- 三・三・五 東浜谷内線
- 三・三・六 新開大屋富線

- 三・三・七 鴨川林田線
- 三・三・八 府中川津線
- 三・三・九 富士見町線
- 三・三・一〇 川津御供所線
- 三・四・一一 坂出宇多津線
- 三・四・一二 坂出府中線
- 三・四・一三 江尻本条線
- 三・四・一四 江尻林田線
- 三・四・一五 福江松山線
- 三・四・一六 西庄川尻線
- 三・四・一七 府中王越線
- 三・四・一八 鴨川駅前線
- 三・四・二四 京町線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 一 四国旅客鉄道予讀線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 七・五・一 聖通寺山公園

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画緑地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

- 一 坂出緩衝緑地

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により坂出都市計画下水道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により

公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

中讃流域下水道（大東川処理区）

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定により坂出都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第二十一条第

二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の

規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

西大浜土地区画整理事業

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定によりさぬき都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により

公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

一・三・一 津田志度線

三・四・一 城北線

三・四・二 国道線

三・五・三 中央線

三・五・四 駅前線

一・三・二 志度三木線

三・四・五 堂林宗林堂線

三・五・六 西志度線

三・五・七 津村八丁地線

三・五・八 志度脇線

三・五・九 志度臨海線

三・三・一〇 大通線

三・四・一一 新井上津田線

三・四・一二 造田駅前線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八

条第一項の規定によりさぬき都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項におい

て準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により

公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

五・五・一 津田総合公園

七・五・一 琴林公園

五・五・二 長尾総合公園

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によりさぬき都市計画下水道を変更したので、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

鴨部川流域下水道（大川西部処理区）

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・一 大内白鳥バイパス線

三・四・二 停車場海岸線

三・四・三 停車場伊座線

三・四・四 白鳥中央線

三・五・五 寺町国道線

三・五・六 津田白鳥引田線

三・六・七 引田臨港線

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

五・五・一 大内総合運動公園

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東かがわ都市計画河川を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画を変更する土地の区域

一 番屋川

縦覧に供する図面表示のとおり

二 縦覧場所

香川県土木部都市計画課

香川県告示第三百八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号、以下「法」という。）第五十二条第一項第六号、法第五十二条第二項第三号、法第五十三条第一項第六号、法第五十六条第一項第一号による法別表第三（欄五の項及び法第五十六条第一項第一号二の規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次のように指定する。
平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定区域と数値

1 高松広域都市計画区域のうち高松市以外の区域の用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三（欄五の項）に基づく数値	法第五十六条第一項第一号二の規定に基づく数値	用途地域の指定のない区域	
						指定区域	数値
牟礼町の用途地域の指定のない区域	十分の二十	十分の四	十分の六	一・二五	一・二五	十分の二十	十分の四
寺町（別図一）に示す区域	十分の十	十分の四	十分の六	一・二五	一・二五	十分の二十	十分の四
用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の六	一・二五	一・二五	十分の二十	-
三木町、香川町、香南町及び綾南町の用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五	十分の二十	-

2 中讃広域都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三（欄五の項）に基づく数値	法第五十六条第一項第一号二の規定に基づく数値	用途地域の指定のない区域	
						指定区域	数値
宇多津町の用途地域の指定のない区域	十分の二十	十分の四	十分の六	一・二五	一・二五	十分の二十	十分の四
琴平町（別図三）に示す区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五	十分の二十	-
用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五	十分の二十	-

3 坂出都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十三条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三（欄五の項）に基づく数値	法第五十六条第一項第一号二の規定に基づく数値	用途地域の指定のない区域	
						指定区域	数値
丸龜市、善通寺市、綾歌町、飯山町、満濃町及び多度津町の用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五	十分の二十	-
用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五	十分の二十	-

4 観音寺都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

5 さぬき都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

6 東かがわ都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

7 内海都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第二号	法第五十二条第三号	法第五十条第一項第一号	法第五十六条第一項第一号	法第五十六条第一項第一号
------	--------------	-----------	-------------	--------------	--------------

8 土庄都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

9 豊中都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

10 詫間都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五
指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号の規定に基づく数値

11 仁尾都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値
用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五

12 豊浜都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

指定区域	法第五十二条第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十二条第二項第三号の規定に基づき区域を指定して定める数値	法第五十条第三号第一項第六号の規定に基づく数値	法第五十六条第一項第一号の規定による法別表第三(二)欄五の項に基づく数値	法第五十六条第一項第二号二の規定に基づく数値
用途地域の指定のない区域	十分の二十	-	十分の七	一・五	二・五

二 指定年月日

平成十六年五月十七日

別図一、別図二、別図三及び別図四は、省略し、次の場所に備えおいて一般の縦覧に供する。

香川県土木部建築課

香川県坂出土木事務所総務課（別図一及び別図二に限る。）

香川県善通寺土木事務所総務課（別図三及び別図四に限る。）

国分寺町役場建設企画課（別図一及び別図二に限る。）

琴平町役場企画課（別図三及び別図四に限る。）

公 告

香川県公告第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、香川中央都市計画区域のうち高松市及び牟礼町の区域、三木都市計画区域、香川町都市計画区域、国分寺都市計画区域並びに綾南都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画区域の名称

高松広域都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

高松市由良町、川島本町、川島東町、小村町、亀田南町、十川西町及び十川東町並びに香南町の全域

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

香川県公告第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、香川中央都市計画区域のうち丸亀市及び宇多津町の区域、善通寺都市計画区域、綾歌都市計画区域、飯山都市計画区域、琴平都市計画区域並びに多度津都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画区域の名称

中讃広域都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

丸亀市川西町北、川西町南、郡家町、三条町、垂水町、飯野町東分字大東、字池上、字池の下、字道東、字吉里塚、字飯山、字神谷及び字山崎、飯野町西分字広定並びに飯野町東二字下代、字瓦礫、字赤山、字鞍畔、字山根、字中代、字高柳、字板屋、字茶円、字中宮及び字川添

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

香川県公告第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、香川中央都市計画区域のうち坂出市の区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画区域の名称

坂出都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

香川県公告第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、大川中部都市計画区域、志度都市計画区域及び長尾都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画区域の名称

さぬき都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

香川県公告第二百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、引田都市計画区域、白鳥都市計画区域及び大内都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のように変更する。

域とし、次のように変更する。

平成十六年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 都市計画区域の名称

東かがわ都市計画区域

二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

三 都市計画区域から除外される土地の区域

なし

平成十六年五月十七日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70% 白色度70%再生紙を使用しています